



越前市告示第14号

令和7年3月越前市議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月10日

越前市長 山田 賢



- 1 日 時 令和7年2月18日 午前10時
- 2 場 所 越前市議会議場

議案第16号

越前市附属機関設置条例の一部改正について

越前市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月18日提出

越前市長 山田 賢一

越前市附属機関設置条例の一部を改正する条例

越前市附属機関設置条例（平成24年越前市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表越前市地域公共交通会議の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 17 号

越前市職員定数条例の一部改正について

越前市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市職員定数条例の一部を改正する条例

越前市職員定数条例（平成 17 年越前市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「459 人」を「484 人」に改め、同条第 6 号中「134 人」を「109 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第18号

越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月18日提出

越前市長 山田 賢 一

越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年越前市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第4項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。

第16条第1項中「規則で定める者」の次に「（第16条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第16の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう

にするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の越前市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第9条第2項による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 19 号

職員の旅費支給に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

職員の旅費支給に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

越前市長 山 田 賢 一

職員の旅費支給に関する条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(職員の旅費支給に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の旅費支給に関する条例（平成 17 年越前市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「採用」の次に「又は異動」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 この条例において「旅行役務提供者」とは、旅行者（旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この項において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。第 5 条第 8 項において同じ。）を締結したものをいう。

第 4 条中「第 114 号）」の次に「、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和 6 年政令第 306 号）」を加える。

第 5 条第 2 項中「又はその遺族」を削り、同条第 6 項中「できる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には当該扶養

親族を含む。以下本条において同じ。)が、その出発前に」を「できる者が、」に、「を取り消され、又は死亡した場合において」を「の変更(取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第7条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「なった金額」を「なる金額又は支出を要する金額で次の各号に掲げるもの」に改め、同項に次の3号を加える。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)については、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号及び第14条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第9条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)及び家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)については、当該各種目について第9条並びに第15条、第16条、第18条、第19条及び第20条第1項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして市長又はその委任を受けた者(以下これらを「旅行命令権者」という。)が認めた額

第5条第7項中「交通機関の事故その他天災」を「天災その他規則で定める事情」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するためこの条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

第5条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第6条第1項中「市長又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）」を「旅行命令権者」に、「以下「旅行命令等」」を「以下この条及び次条において「旅行命令等」」に改め、同条第3項中「旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する」を「旅行命令等の変更をする」に、「前項の規定に該当する場合には」を「、前項の規定に該当するときは」に、「基づきこれを変更する」を「基づき、その変更をする」に改め、同条第4項中「、旅行命令」を「、旅行命令等」に、「これを変更するには」を「その変更をするには、」に改める。

第7条第1項中「事情により旅行命令等」の次に「（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第8条の見出し中「種類」を「種目」に改め、同条第1項中「種類」を「種目」に、「車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費」に改め、同条第2項から第12項までを削る。

第9条中「旅費は、」の次に「旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に定める旅費の種目及び第11条から第20条までに定める内容に基づき、」を加え、「旅行した場合の旅費により」を「旅行した場合によって」に改め、同条ただし書中「その現に」を「、その現に」に改める。

第10条から第28条までを次のように改める。

（旅費の請求手続）

第10条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払により旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの

並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。))を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出又は支払をする者(以下「支出担当職員」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払により旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出担当職員は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出担当職員は、その支出し、又は支払った概算払による旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、支出担当職員がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当職員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第4項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第14条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 特別車両料金（市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の職にある者（以下この条、次条及び第13条において「市長等」という。）並びに市長等以外の者にあつては、市長が特に指定した者（以下この条、次条及び第13条において「指定職員」という。）に限る。）

(6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合は最下級の運賃の額とする。ただし、市長等又は指定職員が移動する場合は、この限りでない。

(船賃)

第12条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第14条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（市長等及び指定職員に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合は最下級の運賃の額とする。ただし、市長等又は指定職員が移動する場合は、この限りでない。

（航空賃）

第13条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、市長等又は指定職員が移動する場合は、この限りでない。

（その他の交通費）

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務の必要上又は天災その他やむを得ない事情によりこれによりがたい場合には、移動距離1キロメートルにつき37円を乗じて得た額とすることができる。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要

する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。

（包括宿泊費）

第16条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第17条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、この条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の2の額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める額の3分の1の額

（転居費）

第18条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第20条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額

は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、この条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払いを受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くものとする。

(着後滞在費)

第19条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第20条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この条において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（近距離の転居に係る転居費等の制限）

第21条 県内における在勤先の変更に伴う旅行については、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。

（退職者等の旅費）

第22条 第5条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第23条 第5条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(証人等の旅費)

第24条 第5条第4項又は第5項の規定により支給する旅費は、特別の定めがある場合を除くほか、市長がその都度定めるものとする。

(旅費の調整)

第25条 市長は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(旅費の支給額の上限)

第26条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号及び第14条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第9条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第9条並びに第15条、第16条、第18条、第19条及び第20条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の返納)

第27条 支出担当職員は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受

けた場合には、支出担当職員は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当職員がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第29条及び第30条を削る。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表(第15条関係)

都道府県	市長、副市長、教育長 及び常勤の監査委員	左記以外の職員
埼玉県、東京都、京都府	27,000円	19,000円
福岡県	25,000円	18,000円
千葉県	24,000円	17,000円
神奈川県、新潟県	22,000円	16,000円
香川県	21,000円	15,000円
熊本県	20,000円	14,000円
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	18,000円	13,000円
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	17,000円	12,000円
青森県、秋田県、茨城県、富山県、 長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、 和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、 大分県、沖縄県	15,000円	11,000円
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、 福井県、岡山県、徳島県、愛媛県	14,000円	10,000円
岩手県、石川県、静岡県、三重県、 島根県	13,000円	9,000円

福島県、鳥取県、山口県	11,000円	8,000円
-------------	---------	--------

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年越前市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第1条中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条第2項中「別表第2のとおりとする」を「次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする」に改め、同項に次の2号を加える。

(1) 教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、固定資産評価員、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員 市長が旅行したときに職員の旅費支給に関する条例(平成17年越前市条例第52号。以下次号において「旅費条例」という。)の規定により支給される額

(2) 前号に規定する者以外の特別職の職員 行政職の職員(旅費条例第3条第2項に規定する行政職の職員をいう。)が旅行したときに旅費条例の規定により支給される額

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の旅費支給に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第5条第6項第3号に規定する旅行命令権者が新条例第6条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第5条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の職員の旅費支給に関する条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第5条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第6条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定

する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第5条第6項第3号に規定する旅行命令権者が新条例第6条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第5条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第5条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第5条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく命令の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（規則への委任）

6 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

議案第20号

越前市市税賦課徴収条例等の一部改正について

越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月18日提出

越前市長 山田 賢 一

越前市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(越前市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 越前市市税賦課徴収条例(平成17年越前市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第8項、第89条第2項第2号及び第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

(越前市都市計画税条例の一部改正)

第2条 越前市都市計画税条例(平成17年越前市条例第76号)の一部を次のように改正する。

附則第9項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(越前市入湯税条例の一部改正)

第3条 越前市入湯税条例(平成17年越前市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 議案第 21 号

越前市子ども条例の全部改正について

越前市こどもの幸福条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

越前市長 山 田 賢 一

### 越前市こどもの幸福条例

越前市子ども条例（平成 24 年越前市条例第 8 号）の全部を改正する。

#### 目次

##### 前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 基本理念（第 3 条）

第 3 章 協働及び役割（第 4 条—第 11 条）

第 4 章 私たちの取組（第 12 条—第 18 条）

第 5 章 こどもからの相談（第 19 条）

第 6 章 条例の周知及び計画の策定等（第 20 条・第 21 条）

##### 附則

全てのこどもは、生まれながらにして、それぞれが一人の人間としてかけがえない存在であり、個人としての権利があります。

こどもは、ありのままの自分を素直に認めて受け入れ、自分のすべきことについて自分で決定し、意見を表明し、様々な活動に参加し、社会の一員として成長します。

こどもは、大人に成長していく過程で、個性と多様性が認められ、ありのままの自分であることを大切にされたいと願っています。

私たちは、こどもが生まれた時から持っている人間らしく生きる権利が侵されたり、こどもの健やかな成長が妨げられたりすることがあってはならないことを

確信し、こどもが将来にわたって幸せを実感できるよう支援に取り組みます。

こどもは、このようなこどもの権利が保障された安心な環境の中で、自己を表して一歩ずつ確実に未来へと歩みを進めます。

私たちは、児童の権利に関する条約の精神及びこども基本法の理念を確認し、全てのこどもが幸せを実感できる社会を実現するために、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、基本理念及び私たちの取組の基本となる事項を定め、家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市がこどもが権利の主体であることを尊重し、協働して私たちの取組を実行することを通して、将来にわたり全てのこどもが、ありのままの自分を認めて受け入れ、自分らしく、自らが思う幸せを実感できることを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において「こども」とは、市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所をする者であって、心と身体の成長の過程にあるものをいいます。

2 この条例において「家庭」とは、家族の形に関係なくこどもが生まれ育つ所をいいます。

3 この条例において「学校等」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校その他これらと同じような教育を行う機関並びに保育所及び認定こども園をいいます。

4 この条例において「地域自治組織」とは、自治振興会及び町内会をいいます。

5 この条例において「市民活動組織」とは、市民が住みよいまちづくりを目指し、自主的に市民のために活動する組織をいいます。

6 この条例において「児童福祉施設」とは、保育所、認定こども園、児童養護施設、障がい児を支援する施設、児童館その他児童福祉を増進する施設をいいます。

7 この条例において「事業者」とは、市内において事業又は社会活動を行うものをいいます。

8 この条例において「市民」とは、市内に住み、勤め、通学し、又は通所する

者をいい、「大人」とは、こどもを除いた市民をいいます。

9 この条例において「私たちの取組」とは、こどもが健やかに成長し幸せを実感できるよう家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市が、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念を踏まえ、その課題を共有してこどもにとって一番よいことを第一に考え実施すべき主な取組をいいます。

## 第2章 基本理念

（基本理念）

第3条 市及び市民は、日本国憲法の精神に従い定められた児童憲章及びこども基本法の理念にのっとり、こどもが権利を持った主体であることを確認し、次のこどもの権利を特に大切なものとしていきます。

- (1) 基本的人権が守られ、差別されない権利
- (2) 大事に育てられ、愛され、保護され、平等に教育を受けられる権利
- (3) 自分の意見を表明でき、様々な活動に参画できる権利
- (4) 自分の意見が尊重され、一番よいことを第一に考えてもらえる権利

## 第3章 協働及び役割

（協働）

第4条 家庭、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、事業者、市民及び市は、対等な立場で、この条例の目的を共有し、こどもの権利が将来にわたって保障されることを目指すとともに、こどもにとって一番よいことを第一に考え私たちの取組を進めます。

（家庭の役割）

第5条 家庭は、こどもの人格を形成し、基本的な生活習慣を養う機能を持っています。

2 家庭には、こどもを育てる最も大切な責任があります。

（学校等の役割）

第6条 学校等は、教育を通して、こどもが確かな学力や豊かな心、健やかな体などの生きる力を育むよう努め、一人一人のこどもが夢をもって将来を考える力を持てるよう支えます。

2 学校等は、一人一人の個性を尊重するとともに、お互いの権利を尊重し合う気持ちを育て、個々の状況に応じ、心身ともにたくましく生きるこどもを育てるよう努めます。

3 学校等は、地域の一員としてのこどもの意識及び実践力を育てるために、地域に開かれた学校等として地域の特色を生かした活動を展開するよう努めます。

(地域自治組織及び市民活動組織の役割)

第7条 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の施設、人材等を十分かつ効果的に活用し、こどもの居場所づくりを進めるよう努めます。

2 地域自治組織及び市民活動組織は、地域の人材を活用し、世代を超えた交流等を図りながらこどもを育てる活動を展開するよう努めます。

3 地域自治組織及び市民活動組織は、地域住民の積極的な参加を促すことによりこどもにとって安全で安心な環境づくりに努めます。

(児童福祉施設の役割)

第8条 児童福祉施設は、こどもの福祉を増進するとともに、地域における子育て支援の拠点施設としての役割を担うよう努めます。

2 児童福祉施設は、こどもの立場を大切にした多様な福祉サービスを総合的に提供するよう努めます。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、その事業者が雇用している者がこどもとの関わりを深めることができるよう配慮に努めます。

2 事業者は、学校等、地域自治組織、市民活動組織、児童福祉施設、市等が行う子育て支援に関する活動に協力するよう努めます。

(大人の役割)

第10条 大人は、こどもの権利を尊重し、こどもにとって一番よいことを第一に考え、こどもが社会の一員であることを認め、日常の触れ合いを通じて、こどもとの豊かな人間関係を作ることができるよう努めます。

2 大人は、こどもが表明する意見をこどもの年齢及び発達の程度に応じて十分に考慮するよう努めます。

3 大人は、子育てを地域全体で担わなければならない課題として共有し、こど

もから信頼されるよう努めます。

(市の責務と役割)

第11条 市は、こどもの権利を保障するため、こどもに関する施策を総合的に  
行います。

2 市は、この条例の目的を達成するため、家庭、学校等、地域自治組織、市民  
活動組織、児童福祉施設、事業者及び市民の協働について調整を図り、私たち  
の取組を総合的かつ計画的に進めます。

第4章 私たちの取組

(こどもの社会参加の促進)

第12条 こどもの社会参加の促進に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) こどもの心と身体の成長の過程に応じたこどもの心を豊かにする社会的  
活動の支援

(2) こどもが自らの意見、考えや思いを表明し、参画する機会の創出

(3) こどもとともに考えながら、こどもの自己実現を応援する機会の創出  
(家庭への支援)

第13条 家庭への支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 仕事と子育てとの両立を図る家庭への支援の充実

(2) 個々の家庭の実情に応じた支援の充実

(親とこどもの健康増進のための支援)

第14条 親とこどもの健康増進のための支援に関する私たちの取組は、次のと  
おりです。

(1) 妊産婦及び乳幼児への切れ目ない支援体制の充実

(2) 親とこどもの心と身体の健康づくりに関する取組の充実

(援助を必要とするこどもへの支援)

第15条 援助を必要とするこどもへの支援に関する私たちの取組は、次のと  
おりです。

(1) 児童虐待の早期発見及び早期対応並びに虐待を受けたこどもへの支援の充  
実

(2) 障がいのあるこどもの学校等での生活、仕事及び日常生活に関する継続的

かつ総合的な支援

(3) ひとり親家庭の生活の安定に関する継続的かつ総合的な支援

(4) 外国語を母語とするこどもが充実した学校等での生活を送ることができるための継続的かつ総合的な支援

(5) 不登校又はひきこもりの状態にあるこども、いじめを受けているこども及びヤングケアラー等についての継続的かつ総合的な支援

(教育・保育の充実)

第16条 教育・保育の充実に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) こどもの確かな学力、豊かな心、健康及び体力を基礎とする生きる力を育てる教育・保育の充実

(2) こども自身が夢を持って将来の可能性を開くことができるよう、自ら遊びかつ学ぶことができる教育・保育の推進

(3) 子育てに伴う喜びを実感し、こどもの成長と一緒に喜び合える教育・保育の推進

(安全で安心な環境づくり)

第17条 安全で安心な環境づくりに関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 地域全体でこどもを見守り育てる環境づくりの推進

(2) こどもへの虐待、養育放棄、いじめ等を未然に防ぐための対策の強化  
(地域における支援)

第18条 地域における支援に関する私たちの取組は、次のとおりです。

(1) 地域の人材を生かしたこどもの社会性を育てる仕組みづくり

(2) 地域において、こどもが安心して過ごし、自分らしく居られる多様な居場所づくりの推進

第5章 こどもからの相談

(こどもからの相談)

第19条 市及び市民は、こどもからの相談にしっかりと耳を傾け、相談内容に応じて関係機関につなげ、必要な支援を図っていきます。

2 市は、こどもが身近な場所で家族や友達、先生、地域の大人等との関係を作りながら、困りごとや不安を感じていることを気軽に話すことができるよう、

多様な相談の場づくりを進めます。

## 第6章 条例の周知及び計画の策定等

(条例の周知)

第20条 市は、この条例の理念及び内容を一人でも多くの人に理解してもらい、私たちの取組をより進めるための活動を行います。

(こどもに関する計画の策定等)

第21条 市は、こどもに関する計画を立てるとき及び実施するときは、この条例の理念に従うとともに、こどもをはじめとした市民の意見が十分に反映されるよう努めます。

2 市は、こどもに関する計画の目的を達成するため、必要に応じてその計画を見直します。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

## 議案第 22 号

越前市食と農の創造条例の一部改正について

越前市食と農の創造条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 月 2 月 1 8 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市食と農の創造条例の一部を改正する条例

越前市食と農の創造条例（平成 21 年越前市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

前文中「はぐくんで」を「育んで」に、「心と体」を「体と心」に、「近年」を「近年の農業は、地球温暖化による異常気象の影響から、一層厳しさを増し、重大な局面を迎えつつあります。さらに」に、「農業者の減少や高齢化」を「人口減及び高齢化による農業の後継者不足」に、「構築」を「再構築」に改め、「総合的かつ計画的に」を削る。

第 1 条中「元気」を「健康」に改める。

第 2 条第 3 号中「、食」を「、環境に調和した食」に改める。

第 3 条第 1 項中「健康な体と心」を「からだところ」に改め、同条第 2 項中「環境に配慮したこだわりのある」を「有機農業など環境に配慮した」に、「農業等の」を「農業など、」に、「共存」を「実現」に改める。

第 4 条中「及び」の次に「関係機関などと連携し」を加える。

第 5 条中「安全な」を「安全で安心な」に改める。

第 8 条中「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

第 9 条中「健康な体と心」を「からだところ」に、「講ずる」を「実施する」に改め、同条第 2 号及び第 3 号を次のように改める。

(2) 地産地消による地域農業への支援に必要な施策

(3) 食を通じた環境負荷への配慮に必要な施策

第10条を次のように改める。

(多様な農業の実現のための施策)

第10条 市は、たくましく自立する農業、有機農業など環境に配慮した農業、生きがいとしての農業など、多様な農業の実現を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 食料の安定供給に必要な施策
- (2) 農業人材の確保に必要な施策
- (3) 農業の効率化に必要な施策
- (4) 農産物の高付加価値化に必要な施策
- (5) 農地の有効利用に必要な施策
- (6) 農業における環境負荷低減に必要な施策

第11条の見出し中「保全等」を「保全などの実現」に改め、同条中「講ずる」を「実施する」に改め、同条第1号中「農村景観の保全」を「農村コミュニティの存続」に改め、同条第2号中「農村の資源を生かした交流活動の推進」を「里地里山の保全再生」に改め、同条第3号中「水資源の確保並びに環境に配慮した生産基盤の整備及び維持管理」を「中山間地での農業振興」に改め、同条第4号を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 23 号

越前市就学前教育・保育施設設置及び管理条例の一部改正について  
越前市就学前教育・保育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 18 日提出

越前市長 山 田 賢 一

越前市就学前教育・保育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例  
越前市就学前教育・保育施設設置及び管理条例（平成 26 年越前市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の部越前市武生南幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 4 号

財産の取得について

令和 7 年度から令和 1 0 年度までの間に使用する中学校の教科書が採択されたことから、教師用の教科書及び指導書を取得するものとする。

令和 7 年 2 月 1 8 日提出

越前市長 山 田 賢 一

- 1 名称及び数量 教科書 1, 0 5 6 冊  
指導書 6 6 7 冊
- 2 取得予定価格 3 3, 3 6 6, 1 8 2 円
- 3 契約の相手方 福井市上野本町 4 丁目 1 1 5 番地  
株式会社福井県教科書供給所